

医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所における 研究倫理教育に関する実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）において実施を要請されている「研究倫理教育」に関し必要な事項を定める。

2 研究倫理教育

- ① 研究に従事する研究者等に対し、共通の教材による研究倫理教育（以下「研究者共通教育」という。）を実施する。
- ② 研究分野等の特性に応じた研究倫理教育（以下「分野別教育」という。）を実施する。

3 実施方法

- ・ e-ラーニングによる研究倫理教育教材（eL-CoRE）を受講する。
- ・ 教材通読（JSPS:科学の健全な発展のために）を行う。

4 受講対象者

- ① 本研究所において研究者番号（e-Rad）を有する者
- ② 科研費等競争的資金の研究計画書等に氏名が記載されている者及び当該研究計画に参画する者（本研究所に所属する研究協力者を含む。）
- ③ 研究補助者
- ④ その他、研究所所長が必要と認める者

5 修了要件

- ・ eL-CoRE 各章に設定された確認テストを全問正解すること。
- ・ 「科学の健全な発展のために」通読後、指定のチェックシートを全問正解すること。

6 修了証

受講完了後速やかに修了証を事務担当へ提出するものとする。なお、以下の者については次のとおり取り扱うものとする。

- ① 既に修了要件を満たしている者
受講済みの修了証を同担当へ提出。
- ② 常勤職員以外であって研究者番号を取得しようとする者

研究者番号取得申請を行うときまでに受講を完了し、修了証を同担当へ提出。

7 有効期間

5年間とする。

※ただし、ガイドライン等に大幅な改正が生じた場合は、この限りでない。

8 転入者

年度途中で採用された者については、着任後速やかに受講する。着任以前に在籍していた研究機関において、研究倫理教育を修了している場合は、その修了書を提出すること。当研究所の指定以外のものでも、研究倫理教育を受けたこととみなす。

附 記

この実施要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する